

第 28 号議案

平成 30 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度東大和市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者ほっと支援センターきよはら 指定管理委託	平成30年度から 平成35年度まで	千円 142,500